備考

一　リスク対象金額は、出再額（再共済又は再保険（規則第百四十八条に規定する再共済又は再保険をいう。以下同じ。）に付した共済金額をいう。）を控除した額とする。

二　個人年金共済期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金共済契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金共済契約以外の個人年金共済契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを共済規程に定めている共済契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

三　正味経過危険共済掛金とは、正味収入共済掛金と前事業年度末未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

四　平均正味発生共済金額とは、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。

五　前号に規定する正味支払共済金額とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。

六　第四号に規定する大規模災害とは、火災リスクにおける一回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三％を上回る災害をいう。

七　その他のリスク（生命及び身体障害）及びその他のリスク（損害）について、共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第二（第十四条第一項第二号関係）

地震災害リスク相当額		風水害リスク相当額	
関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金	推定正味支払共済金の算出方法	昭和三十四年の台風第二百年に対応する台風十五号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金	推定正味支払共済金の算出方法
	リスクカーブにおける再現期間に相当する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、地震災害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。		リスクカーブにおける再現期間七十年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、風水害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。

備考

一　リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を表す曲線をいう。

二　推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ　想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ　共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ニ　共済金の支払条件が考慮されていること。

三　前号に規定する工学的事故発生モデルがない場合における推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ　過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ　過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。

ニ　共済金の支払条件が考慮されていること。

ホ　未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

別表第三（第十四条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
○・○％を超え一・五％以下の部分	○・○一
一・五％を超え二・○％以下の部分	○・二
二・○％を超え二・五％以下の部分	○・八
二・五％を超える部分	一・○

別表第四（第十四条第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	二十％
外国株式	十％
邦貨建債券	二％
外貨建債券・外貨建貸付金等	一％
不動産（国内土地）	十％
為替リスクを含むもの	十％

備考

一　リスク対象資産からは、子会社等（法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資及び貸付金を除く。

二　国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。

三　邦貨建債券からは、満期保有目的の債券（財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。次号において同じ。）を除く。

四　責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。）については、リスク係数を一％とする。